

和歌山県 こども計画

概要版

こどもや若者が
「まんなか」になる社会に向けて



計画策定にあたって

計画策定の趣旨

こどもまんなか社会の実現に向け、総合的かつ一体的にこども施策を強力に進めるため、こども施策に関する基本的な方針や取組の方向性等を定めたこども計画を策定します。

計画の性格及び位置付け

この計画は、こども基本法第10条第1項に基づき定める計画です。また、令和7年度に策定予定の「和歌山県総合計画」を推進するための計画であるとともに、以下の計画としても位置付けます。

- (1) 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
- (2) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県計画
- (3) 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- (4) 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- (5) 和歌山県子どもを虐待から守る条例第9条に基づく基本計画
- (6) 都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づく社会的養育推進計画
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画
- (8) 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく成育医療等に関する計画

なお、この計画は和歌山県人権施策基本方針、和歌山県地域福祉推進計画、和歌山県保健医療計画、和歌山県健康増進計画、紀の国障害者プラン、和歌山県男女共同参画基本計画、和歌山県教育振興基本計画その他の関連計画等との調和と連携を図り推進します。

計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

計画推進体制等

(1) 計画の推進体制の整備

県こども施策審議会、同会子育て支援部会、県青少年問題協議会、県子どもを虐待から守る審議会、県こどもの貧困の解消に向けた対策に関する有識者会議等から意見を聴き、庁内各部局が一体となりこども施策を推進します。

また、国や市町村、民間機関等と緊密な連携を図り、こども施策を推進します。

(2) 取組の評価及び検証

評価及び検証は、県こども施策審議会子育て支援部会、県青少年問題協議会、県子どもを虐待から守る審議会、県こどもの貧困の解消に向けた対策に関する有識者会議において、それぞれの分野で計画の推進状況を調査審議します。

基本理念、基本方針

基本理念

県では、全てのこどもや若者が自分の人権を大切にし、一人一人の人格や個性が尊重され、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、等しくその権利が守られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう「こどもまんなか社会」を実現します。

基本方針

基本理念に基づき、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約^{※1}の精神にのっとり、以下の5つの基本方針の下、こども施策を推進します。

1 こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進

全てのこどもや若者は、命が守られ、思想、信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性別、性的指向^{※2}及び性自認^{※3}、生い立ち、成育環境、家庭環境等いかなる理由でも差別されず、一人の人間として尊重される権利を有しています。こうしたこどもや若者の人権を尊重しつつ、こどもや若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こどもや若者の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。また、こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見表明できる機会を設けるとともに、意見形成への支援を進め、主体的に社会の形成に参画する態度を育みます。

2 こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる最も重要な時期であることを踏まえた上で、こどもの育ちについて十分理解し、一人一人の発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育、保育や子育て支援の安定的な提供を行うことを目指します。また、成長の基盤となる資質や能力を獲得できるよう、学力の向上を図り、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、学びや遊びを通じて幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう切れ目なく支援します。

3 全てのこども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこども、若者やその家族を含め、全てのこども、若者やその家庭を対象とし、居住する地域や社会的状況、経済的状況など、こどもや若者を取り巻く環境が変わった場合でも、切れ目なくこどもや若者の成長を支える環境づくりを進めます。

※1：児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもので、日本は平成6年に批准。

※2：恋愛または性愛がいずれの性別を対象とするかをいうもの

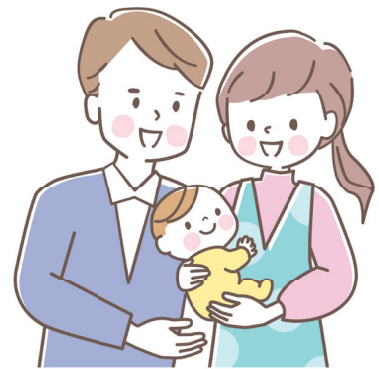
※3：自己の性別についての認識のこと

4 社会全体でこども、若者や子育てを支援

こどもや若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、こどもや若者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎となる重要なものであることから、社会の全ての構成員が、こどもや子育て支援の重要性に対する理解を深め、こどもや若者が安全に安心して過ごせる居場所を持てるよう地域全体で応援するなど、全てのこどもや若者が健やかに成長できる社会の実現を目指します。子育てとは、日々成長するこどもの姿に感動しながら、親もまた親として成長することに大きな喜びや生きがいをもたらす営みです。負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人々が増加していることを踏まえ、親が親として、その責任を果たしながらも、子育ての喜びを享受することができるよう、社会全体で親の育ちの過程を支援します。

5 妊娠、出産、子育ての希望を実現

若い世代の生活の基盤を安定させるため、こどもや若者の勤労観、職業観、社会的自立、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の育成を進め、円滑な就職支援等により若者の雇用と所得の安定化を図り、希望する人が、安心してこどもを産み育てることができる社会を実現するため、妊娠、出産、子育て期までの切れ目のない支援、ライフ・ワーク・バランス^{※4}の実現に向けた社会全体での取組を推進します。



※4：和歌山県では「ライフ」を重視し、「ライフ・ワーク・バランス」と記載。

1 こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進

取組の方向性

- (1) こどもや若者の人権尊重
- (2) こどもや若者の意見表明と社会参画

(1) こどもや若者の人権尊重**(ア) こどもの権利保障を担保する仕組みづくり**

こどもの権利保障を担保する仕組みについて、こどもの最善の利益を考え、こどもの権利に関する条例の制定も含め検討します。

(イ) こどもの権利の理解促進

こどもが権利の主体であることを大人が認識し、いじめ、体罰、不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識、こどもの人権を全ての大人が尊重するといった意識の浸透を図ります。

(ウ) こどもや若者自身の権利意識の醸成

こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもや若者が自身の権利を認識するよう啓発します。

また、多様な人々で構成される社会において、多様性を認め、互いを尊重しつつ協同していく心を持てるよう、多様な人々との交流活動や人権に関する教育や啓発、ジェンダー平等^{※5}の視点に立った教育等、人権意識や共生意識を育みます。

(2) こどもや若者の意見表明と社会参画**(ア) こどもの意見を尊重する仕組みづくり**

こどもや若者が安全に安心して意見を述べることができる場や機会を設けるなど、こどもが意見を表明しやすい環境を作ります。

(イ) 社会形成への参画

適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度を育むために必要な教育を推進します。また、意見表明の機会を提供するなど、社会への影響力を発揮できる環境を作ります。

※5：性別、性自認、性的指向及び性表現にかかわらず、一人一人の人権が尊重され、誰もがその個性や能力を十分発揮できる状態にあること

2 子どもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

取組の方向性

- (1) 子どもや若者の成育環境の整備
- (2) 豊かな心と健やかな体の育成
- (3) 子どもや若者の安全、安心を確保

(1) 子どもや若者の成育環境の整備

(ア) 乳幼児期における愛着^{※6}形成の支援

乳幼児の育ちには、愛着の形成と豊かな遊びと体験が不可欠で、これらを通じてこどものウェルビーイング^{※7}が高まっていきます。愛着はこどもの安心の土台となる重要なものであることを、こどもの育ちに極めて重要な役割を果たす保護者、養育者と共有するとともに、社会全体で認識共有を図ります。

(イ) 質の高い幼児期の教育や保育の確保

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育や保育を提供し、子育てを支援します。また、県同和保育基本方針に基づき、人を大切にし、思いやる心や人権を大切にする保育、教育を推進していきます。

(ウ) 学童期、思春期の支援

子どもが自分の発達に応じ、学力、自己肯定感、道徳性、社会性を育み、自分の個性を形成することができるよう支援します。

(エ) 青年期の支援

自己のライフイベントにおいて、自身の意思が尊重された選択ができるよう支援します。



※6：乳幼児が自分や社会への信頼感を得るために不可欠であり、こどもの自他の心への理解や共感、健やかな脳や身体を発達させていくもの。こどもが愛着形成する対象としては、保護者・養育者が極めて重要だが、保育者などこどもと密に接する身近な大人も愛着対象になることができる。とされている。

※7：身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

(ア) 多様な遊びや体験の機会、環境づくり

豊かな人間性や社会性、自己肯定感、自己有用感^{※8}、意欲、チャレンジ精神等を養い「生きる力」を育むため、年齢や発達に応じて、多様な体験や遊びができるよう、青少年教育施設や社会教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや学び、体験の機会や場を創出します。

(イ) 生活習慣の形成、定着の推進

体力は「生きる力」の基盤となり、健康維持に加え、意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっています。体力の維持、向上を図るため、基本的な生活習慣を身に付けることができるよう支援します。

(ウ) こどもや若者の社会での活躍を支援

文化やスポーツ、国際交流活動等を通じた感受性の育成や自己実現を図る機会を提供し、こどもや若者が主体的に活躍できるよう支援します。

(3) こどもや若者の安全、安心を確保

(ア) 防犯、交通安全対策、防災意識の向上

犯罪、事故や災害からこどもや若者の生命、身体を守るため、危機管理や防災についての正しい知識を普及します。また、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認(日本版DBS^{※9})の導入に向け、国の動向を踏まえガイドラインの周知などを行います。

(イ) 有害環境等への対応

青少年^{※10}の健全な成長を害する環境の浄化に向けた取組を推進します。

(ウ) いじめ防止

いじめ防止、早期発見、早期対応、早期解決のための体制強化を行います。

(エ) 不合理な校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止

不合理な校則の見直し、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。



※ 8：自分が人の役に立っていると思う感情

※ 9：こどもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度。令和8年度施行予定。

※10：18歳に達するまでの者(和歌山県青少年健全育成条例第8条第2号)

3 全ての子ども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保

取組の方向性

- (1) 子どもの貧困の解消に向けた対策
- (2) 困難を抱えるひとり親家庭への支援
- (3) 障害等のある子どもや若者への支援
- (4) 児童虐待防止対策の強化
- (5) 社会的養育の推進
- (6) 特に配慮が必要な子どもや若者への支援

(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策

(ア) 教育の支援

全ての子どもが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう支援します。

(イ) 生活の安定に資するための支援

貧困の状態にある家庭の子どもや若者は貧困に伴って様々な不利な条件を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう懸念があります。子どもの貧困の解消に向けて、まず保護者が自立した生活を営めるよう保護者の相談対応事業を進め、子どもの希望を踏まえた進路選択に向けて、生活環境の改善のための支援を行います。

(ウ) 保護者の就労支援

生活の安定を図ることはもちろん、多様で柔軟な働き方により子どもと過ごす時間を確保することや働く親の姿を見て子どもが労働の価値や意味を学ぶなどにより貧困の連鎖を防止するため、保護者の就労支援を行います。

(2) 困難を抱えるひとり親家庭への支援

(ア) 経済基盤の安定

児童扶養手当などの金銭的給付や貸付、就労支援によりひとり親家庭の経済基盤の安定を図ります。

(イ) 生活基盤の安定

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭の負担軽減や相談支援体制の強化を図ります。

(ウ) 子どもへの支援

子どもにとって不利益が生じることのないよう、子どもの最善の利益を考慮しながら、安全、安心な親子交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取り決めに促進します。

(3) 障害等のあるこどもや若者への支援

(ア) 地域における支援体制の強化

心身の発育や発達、病気等の状態に応じた適切な支援を受けられるよう保健、医療、福祉、保育、教育等が連携して地域における障害や病気のあるこどもの支援体制の強化や切れ目ない施策を推進します。

(イ) インクルーシブな教育環境の充実

障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムを推進するため、特別支援教育の一層の充実を図ります。

(ウ) 経済的支援

身体障害、知的障害、精神障害のあるこどもや長期にわたり療養を必要とするこども等の養育者の経済的負担の軽減を図るため、医療費等の助成を行います。

(エ) 就労の支援

障害者雇用の一層の促進を図るとともに、労働、福祉、教育が連携し、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援に取り組みます。

(オ) 社会への参加と支援

障害者スポーツの普及や文化、芸術活動の充実を図ります。

※11

(4) 児童虐待防止対策の強化

(ア) 児童虐待の発生予防

児童虐待の防止に向け、広く県民や児童に対し、児童虐待の基本的な知識、児童に及ぼす影響、発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等について広報啓発を行います。また、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するため、身近な場所での日常的、継続的な子育て支援体制を構築します。

(イ) 児童虐待の早期発見、早期対応

児童虐待の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、複雑な家庭環境等の問題があり、一つの機関だけでは十分状況を把握できない場合があります。こうした状況に対応するため、市町村が実施する子育て支援施策等により家庭の状況を把握し、早期発見、支援につなげます。

(ウ) 市町村の児童家庭支援体制の構築

複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、専門人材の育成や人員体制の強化に努めるなど、市町村の体制を充実します。

※11：本項における「児童」は児童福祉法第4条に定義される18歳未満の者をいう。

(エ) 支援を必要とする妊産婦等の支援

特定妊婦等^{※12}の生活援助体制の整備や支援の利用勧奨等を通じて、特定妊婦等へ着実に支援を届けます。

(オ) 児童相談所、一時保護施設の体制強化

虐待通告の迅速かつ的確な対応が児童相談所に求められる中、児童相談所は養護、非行、障害相談などあらゆる相談に対応するとともに一時保護や里親委託、施設入所等の対応、親子関係再構築支援など多岐にわたるため、その体制の強化を図ります。

また、児童の安全を迅速に確保し適切な保護^{※13}を図り、児童の心身の状況等を把握するため、一時保護支援の充実と一時保護施設の体制を強化を図ります。

(5) 社会的養育の推進**(ア) 当事者である児童の権利擁護**

意見表明等支援事業^{※14}の実施など、里親家庭や児童養護施設等に措置または一時保護された児童等に意見表明の機会場の場を確保し、児童等の権利擁護に努めます。

(イ) 代替養育を必要とする児童のパーマネンシー保障^{※15}

家庭における養育が困難または適当でない児童に対し、市町村をはじめとする関係機関と緊密な連携の下、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底します。

(ウ) 里親、ファミリーホームへの委託の推進

里親委託を推進するため、家庭における養育環境と同様の養育を確保するため、里親支援センター等を中心とした普及啓発や未委託里親に対するトレーニング事業を実施するなど、里親制度の周知、啓発に努めます。

(エ) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換

児童養護施設等においても、できる限り良好な家庭的環境を確保する必要があります。小規模かつ地域分散化された施設は少人数の職員体制で運営されるため、支援体制の確保に留意します。また、施設が培ってきた児童養育の専門性をもとに、里親支援の機能強化、一時保護専用施設の設置や児童家庭支援センターの運営などの多機能化、機能転換も併せて行います。

※12：予期せぬ妊娠や貧困、DVなど様々な理由で、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦、その他これに類する者及びその者の監護すべきことも

※13：一時保護の適正性や手続きの透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査の導入が令和4年改正児童福祉法により規定され、令和7年6月より施行される

※14：令和4年改正児童福祉法により規定され、児童の下に意見表明等支援員（アドボケート）を派遣し、児童から意見を聴取することで、児童が自らの支援の在り方に参画できるようにする事業。本県では、法改正より前の令和3年度より一時保護所において試行的に導入し、令和4年度より一時保護委託を含む一時保護児童に対し実施。令和6年度より里親や児童養護施設等措置児童にも対象を拡大。

※15：永続的に安定した養育環境を保障すること

(オ) 社会的養護自立支援の推進

社会的養護を受ける児童は自立に際し精神的にも経済的にも保護者等から支援を受けられないことが多いため、児童が社会生活に必要な知識、技術や経験が得られるよう支援します。併せて、里親等を委託解除や児童養護施設等を退所した児童等に対しアフターケアを実施します。

社会的養護経験者等も利用できる児童自立生活援助事業^{※16}については、大半が和歌山市に集中しているため、今後は、整備箇所について地域偏在にも考慮し慎重に判断するとともに、支援の質の向上等を重点的に推進します。

(6) 特に配慮が必要なこどもや若者への支援**(ア) 自殺や自傷行為の防止**

自分を大切にすることを育む教育や普及啓発に取り組みます。自殺予防教育や相談体制の充実などの自殺を防止する取組や、リストカットやオーバードーズ^{※17}など自傷行為を防止するための相談体制の整備などの取組を推進します。

(イ) 不登校のこどもへの支援

全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学びを希望したときに学びにアクセスできる環境を整備します。また、不登校のこどもの居場所づくりを推進します。

(ウ) ひきこもりの状態にある方、ニートへの支援

ひきこもりは、何らかの理由で「元気」や「自信」をなくし、活動するためのエネルギーが低下している状態で、誰にでも起こりうる可能性があります。ひきこもりの状態にある方について、地域社会全体で支援します。

(エ) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーはケアが日常化し学業や友人関係等に支障が出てしまうなど個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期発見、把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援に繋がります。

(オ) 非行防止と自立支援

こどもや若者の非行防止やこどもや若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

(カ) 在留外国人のこどもや若者の支援

就学状況等の把握や円滑な就学を目指した支援を行い、個人の実態に応じたきめ細かな日本語指導等の充実を図ります。

※16：義務教育修了後や措置等解除後の自立支援を図るため、生活支援を行う事業所。令和4年改正児童福祉法において、対象者と実施場所が弾力化され、従来の児童福祉法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（Ⅰ型）だけでなく、児童養護施設等（Ⅱ型）、ファミリーホームや里親宅（Ⅲ型）でも実施できるようになった。Ⅰ型は令和6年4月現在で和歌山市を中心に10か所運営（「子どもシェルター」を除く。）

※17：医薬品等の決められた用量を守らずに過剰摂取すること

(キ) 若年妊産婦^{※18}の支援

予期せぬ妊娠等により悩みを抱える若年妊産婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう市町村や産科医療機関との連携体制を構築します。

(ク) 犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等が、その受けた被害等を回復または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、生活資金の貸付や無料弁護士相談等の制度を関係機関や団体と緊密に連携協力しながら、総合的に推進します。

(ケ) 性的少数者への支援

性的指向や性自認等を理由に困難な状況に置かれることなく自分らしく生きられるよう、多様な性の在り方についての県民の正しい理解を深める広報、啓発を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。



※18：20歳未満で妊娠、出産をした女性

4 社会全体で子ども、若者や子育てを支援

取組の方向性	(1) 地域全体で子どもを育む環境づくり (2) 子ども、若者や子育てに関わる人への支援 (3) 子ども、若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
--------	---

(1) 地域全体で子どもを育む環境づくり

(ア) 子どもの居場所づくりの推進

自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わり、生きる上で不可欠な要素であることから、誰一人取り残さないよう子どもとともに子どもの居場所づくりを推進します。

(イ) 学校、家庭、地域の連携と協働

学校、家庭、地域が一体となり、子どもを育む仕組みづくりを推進します。

(ウ) 子どもまんなかのまちづくり

公共施設の遊び場や子育て関連施設の充実を図り、バリアフリー化等を推進するとともに、遊具の安全点検等により子どもが安全に遊べる環境づくりを推進します。

(2) 子ども、若者や子育てに関わる人への支援

(ア) 親への支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう支援を推進し、全ての親を対象に子どもの成長に応じた、子どもへの適切な関わり方等を学ぶ機会を地域、福祉、教育等が連携し、支援します。

(イ) 子どもや子育て支援の担い手の養成と確保

子どもや子育て支援の担い手となる民間協力者の確保や研修に取り組みます。

(ウ) 専門性の高い人材の養成や確保

子ども、若者や子育てに関わる人の資質を向上する研修等を実施します。

(3) 子ども、若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

(ア) 社会全体で子ども、若者や子育てを応援する気運醸成

子育ては全て親の責任といった人々の意識を解消するため、社会全体で子どもを育む気運を醸成します。

5 妊娠、出産、子育ての希望を実現

取組の方向性

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援
- (2) 就労支援等による経済的基盤の安定
- (3) 多様で柔軟な働き方の推進

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援

(ア) 周産期医療体制の整備

安心して妊娠、出産できる体制を整備します。

(イ) 妊産婦や乳幼児への支援

妊産婦の負担軽減や乳幼児への支援を行います。

(ウ) 不妊治療や基礎疾患等のある人への支援

不妊治療の経済的、心身的負担の軽減や基礎疾患等がある妊産婦等への支援を行います。

(エ) 小児医療の充実

子どもが地域において安心して医療サービスを受けられるよう、医療体制を整備します。

(2) 就労支援等による経済基盤の安定

(ア) 相談支援体制の整備

若者サポートステーションWith Youやハローワークによる就職相談やサポート体制を充実させます。

(イ) 就労支援、再就職支援

わかやま就職支援センター（はたらコーデわかやま）と連携した就職支援を実施します。

(ウ) 非正規雇用対策の推進

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用への転換、公正な待遇や能力開発の機会が確保されるよう取り組みます。

(エ) 結婚に伴う新生活への支援

市町村が実施する新婚世帯向けの経済的負担軽減策を支援します。

(3) 多様で柔軟な働き方の推進

(ア) 就労環境や職場の文化、雰囲気の根本的な見直し

仕事と子育てを両立できる環境を作るため、雇用者や職場の働き方に対する意識改革を促進します。

(イ) 共働きや共育ての推進

夫婦が相互に協力し子育てをし、それを職場や地域社会全体で応援する社会づくりを推進します。

(ウ) 働きやすい職場環境の整備

仕事と子育てが両立できる良質な雇用環境の下で働けるよう、職場環境の整備を推進します。



和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども未来課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL.073-441-2492 FAX.073-441-2491

発行／令和7(2025)年3月
改定／令和8(2026)年3月